ロシアによるウクライナへの侵略行為を強く非難する決議

ロシアは去る2月24日、外交による問題解決を模索した国際社会の努力を踏みにじり圧倒的な軍事力を持ってウクライナへの軍事侵攻を開始した。このような力による一方的な現状変更の強行は、領土の一体性の侵害と武力の行使を禁じた国連憲章及び国際法に明確に違反するものである。

また、核兵器使用の可能性をも示唆するロシア指導者の恫喝や、軍による原子力発電所への攻撃は、唯一の戦争被爆国であり、福島第一原発事故を経験した日本の国民として、断じて許すことはできない。

本市は平成 21 年に、戦争の惨禍を二度と繰り返すことのない社会と人類の恒久平和を一日も早く実現するため非核平和都市を宣言した。ウクライナでは戦火によって民間人を含め多くの尊い命が犠牲となっている。このような現状は決して看過することができない。

しかし、こうした侵略行為への抗議として、在日ロシア人に対する不当な誹謗中傷は、人格権を侵害し得るものであり、絶対に行ってはならない。批判すべきはロシア大統領を核とした指導部であり政府である。

本市議会は、今回のロシア政府によるウクライナへの侵攻に対し断固抗議するとともに非難の意を表明し、ロシア軍の即時撤退及び国際法の遵守を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月23日

村上市議会